

シビリアン・コントロールに関する一考察 —日本国憲法第66条第2項に関連して

A Study on the Civilian Control concerning the Constitution of Japan, Article 66th

柴田 伊冊
SHIBATA Isaku

要旨 自衛隊は世界規模で見ても、近代的で大規模な軍隊になった。第二次世界大戦直後、日本国憲法は第9条で戦争を否定し、第66条で「文民」を掲げて、その「文民」に日本国憲法の運用を担わせた。日本国が集团的自衛権行使に積極的な方向へ政策を転換するとき、現在の日本国のあり方に対応する「文民」とは、どのような意味なのか。日本国憲法制定時の意味、そして諸外国の「シビリアン・コントロール（文民による軍隊の統制：文民統制、以下同じ）」の意義を踏まえて、安全保障関係法の整備の後に来る日本国憲法改正（案）の試みに照らしたときの「文民」を明らかにする。

目次

- 1) 経緯
- 2) シビリアン・コントロールの意義
- 3) 防衛関係法令制定の現況
- 4) 第66条に込められた意義と新たな試み

参考文献

1) 経過

日本の自衛隊が世界各国の軍隊と比較しても精鋭の域に到達し、かつ、その規模がアジア・太平洋地域において群を抜く段階に至った現在では、日本国憲法における「文民統制」すなわち、シビリアン・コントロールのあり方を確認することが、今後の日本国を支える若年層のために、そして今後の日本国のあり方を定めるときに重要である。

日本国憲法のシビリアン・コントロールは特異である。それは現在が、大日本帝国憲法と日本帝国陸海軍との関係（第二次世界大戦前の統帥権のあり方）、第二次世界大戦における日本帝国の敗戦に続く、大日本帝国憲法の改廃とアメリカ合衆国占領軍の影響（アメリカ合衆国主導による憲法制定という考え方）、自衛隊の生成の過程と日本国憲法での位置付け（旧日本帝国海軍主導による海上自衛隊設立という見方と、専守防衛という考え方）、さらに今日に至るまで継続しているアメリカ合衆国の総合的な国力と戦後の日本国の復興と発展との関係（アメリカ合衆国との協調重視という政府の政策）に由来しているからである。

さらに日本国憲法第9条が、戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認として「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」と規定しながら、日本国内の裁判機関が「本条（第9条）にいう戦力とは、侵略的戦争遂行能力を有する人的、物的組織体を意味する」（水戸地裁昭和52年2月17日百里基地訴訟一審判決）として自衛のための軍隊の存在を容認していることが特異の意味を深めている。それでも、満州事変勃発から日中全面戦争に至るまでの戦争の発端が、在

満州の日本国民保護や満鉄に代表される施設の安全確保という自衛の必要に応じた理由によっていたことから、実社会においては侵略戦争と自衛のための戦争の区分が必ずしも明確ではない、という歴史がありながら、日本国憲法第 9 条第 2 項冒頭の「前項の目的を達するため」が、当該第 9 条の適用を侵略戦争に限定するものであるとしていること（芦田均 元内閣総理大臣、日本国憲法制定時の衆議院帝国憲法改正小委員会委員長が、「前項の目的を達するため、」の第 2 項冒頭への挿入を提案し（1946 年）、その後、それが第 9 条の適用を国権の発動による侵略戦争に限定する趣旨であることを明らかにしている。）（長谷部恭男（2019）「日本国憲法」岩波書店 172-173 頁）が、宣戦布告を伴うか、否かに関わらず発生する戦争の実態と第 9 条の関係を不明瞭にしている。それ故に、日本国の行政組織にシベリアン・コントロールという機能が存在しているとしても、それは、この不明瞭を反映した特異な性格を持っている。

文民とは、何かが重要になる。

日本国憲法第 9 条第 2 項に「前項の目的を達するため」という語句が挿入されたことに対応して、アメリカ合衆国占領軍（GHQ：General Headquarters）によって設けられたのが第 66 条第 2 項の文民に関する規定（「内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない」）である。それでも日本国憲法制定の時には未だ自衛隊が存在しなかったから、日本国憲法第 66 条第 2 項に規定された「文民」とは、当初は、大臣就任者から旧帝国陸海軍の軍人を「除く」ことを意味していた。それは、旧帝国陸海軍の軍人経験者のうち、軍国主義的思想を持つもの、すなわち、中国において戦争を始め、その後、戦線を太平洋全域にまで拡大させ、結果として約 310 万人の国民を死に至らしめて敗戦を招来させたことに主導的な役割を果たした軍人を指していた。

この「文民」の意味が公的に変更されたのは、敗戦から 20 年が経過した 1965 年である。20 年が経過したとき、日本国政府は日本国憲法第 66 条第 2 項に規定される「文民」の解釈を変更して、現役の自衛官は「文民」ではない、とした。それは海上自衛隊、陸上自衛隊、そして航空自衛隊の規模と内容が、日本を取り巻く国際環境に応じて、具体的には日本周辺での朝鮮戦争の勃発などによって明確になった緊張関係、すなわちソビエト社会主義共和国連邦と中華人民共和国など社会主義諸国と、それに対抗するアメリカ合衆国と日本国や当時の西ヨーロッパ諸国との間に生じた東西冷戦に応じて、拡大し、近代化されたためである。その過程は、日本国憲法の解釈を見ても、「自衛隊は戦力には当たらない」（札幌高裁昭和 51 年 8 月 5 日 長沼事件第二審判決）から、「自衛隊は国家固有の自衛に応じた必要最小限度の実力行使のための組織」（政府見解 阪田雅裕（2013）「政府の憲法解釈」有斐閣 8-10 頁）を経て、さらに近年では周辺事態を議論するときには「適用の範囲を限定できない」（武蔵勝宏（2009）「冷戦後日本のシベリアン・コントロール」成文堂 80-116 頁）と変遷してきている。そして自衛隊自体も、この変遷とともに「不測に備える軍隊」として展開範囲の拡大と、軍備と組織が拡張の方向にある。そして 2014 年の閣議決定により、武力行使の新たな発動要件が示されるまでに至った。それは「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、・ ・ ・これにより我が国の存立が脅かされ、・ ・ ・明白な危険があること・ ・ ・」が認められるときは、自衛隊は武力行使、すなわち軍事行動を起こすことができることになったことをいう。さらに 2020 年 1 月には、海上自衛艦が中



(引用 Wikipedia：中東派遣の護衛艦「たかなみ」
2019年12月27日参照)

東に派遣される（2019年12月26日産経新聞 web12月27日9時参照 <https://www.sankei.com/politics/news/191226/plt1912260035-n1.html>）。日本国政府は、日本国の意図は緊張関係が高まったときも、中東の各国に理解されているとしている。しかしながら、もしそれが日本国の一方的な判断であるとしたら、自衛艦は一見して軍艦に過ぎないから、攻撃を受けたときの対応も想定される。そこには、アメリカ合衆国海軍や空軍との連携があるのだろうか。

こうした変遷は、最高裁判所による判決（砂川事件判決：昭和34年（あ）第710号日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件、昭和34年12月16日 大法廷判決 刑集13巻13号3225頁）によって基本的な考え方を裏打ちされている。それは、「日本国憲法第9条・・・により我が国が主権国として持つ固有の自衛権が否定されたのではなく、我が憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない・・・」、また憲法第9条第2項については「戦力の不保持を規定したのは、我が国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体になってこれに指揮権、管理権を行使することにより、第9条第1項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすことがないようにするためである・・・」としていることであり、日本国憲法は日本国が不測の武力紛争に遭遇したときに、日本国民は座して死を待つべきということを規定するものではない、としていることである。日本国憲法第9条の解釈と自衛隊の関係法令の整備は、こうした最高裁判所の当該判決の考え方と、「現実に対応する必要」という考え方とが合致していることが根拠になって、今日に至っている。

それ故に、中華人民共和国による東シナ海領有宣言など新たな周辺事態に遭遇したときに、日本国と日本国憲法にとって最も重要なのは、戦略・戦術的な判断が軍隊組織によって独断的に先行することがないようにするための文民による統制のあり方であり、それによって日本帝国陸軍及び海軍とは異なる、侵略戦争に繋がらない、「守る」自衛隊の姿が鮮明でなければならない、ということである。

こうした視点から、本論は、日本国憲法制定当時の第66条第2項の解釈を明確にすることに始まり、その後、第66条第2項が担うべき役割の変遷を確認することを経て、今後について戦争を容易にする「軍隊」を容認しないための要件を模索している。

2) シベリアン・コントロールの意義

日本国憲法の制定の由来は、日本国憲法におけるシベリアン・コントロール（文民統制）の目的が軍人による国政の指導を再現させないことを示している。そして緒方貞子が「満州事変」（2011）において、満州事変に至るまでの政策形成過程を「軍部対文官」という単純なあり方の結果ということではなく、佐官級や尉官級の陸軍の中堅将校が、当時の文官指導者に挑んだ過程である（下線は筆者）¹⁾と指摘していることは、太平洋戦争の経験に由来する日本国憲法におけるシベリアン・コントロールを考えると、威嚇などによる「軍」の独断先行を抑制する機能を行政組織に見出すことが緊要であることに繋がる。

本論は、これをシベリアン・コントロールの機軸であるとして、現在の日本国政府の自衛隊との関わりにおいて「文民」の意味を確定することを目的にしている。そして、あわせてアメリカ合衆国ほかの、諸外国のシベリアン・コントロールの生成の経緯とあり方を概観することにより、世界におけるシベリアン・コントロールの一般的なあり方を確認し、日本の「文民」の意味を考える。

日本のシベリアン・コントロールの実際は、防衛省でのいわゆる制服組（自衛官）と背広組（文官）とのバランスのあり方に依存している。現在の防衛省の組織には、内閣及び国家安全保障会議を頂点として、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣直属の防衛補佐官、防衛大臣政策参与、政務次官、事務次官、防衛審議官が置かれていて、さらに、その傘下に防衛省本省内部部局と陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊という実力行使のための部隊が位置する。各自衛隊は、それぞれ陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部によって統合され、3つの実力行使のための自衛隊は統合幕僚監部によって協同が図られることになる。2011年に発生した東日本大震災では、仙台市に統合のための組織が置かれて、第二次世界大戦以降、初めて3つの自衛隊の統合的な運用が図られたが、必ずしも、全体が単一の指揮命令系統の下で効果的に活動するには至らなかった。そのため、現在でも3つの自衛隊の統合運用体制の強化が目指されている（防衛白書平成 29 年版 334 頁）。

こうした防衛省の基本的なあり方は、文官による計画・政策の策定＝統制と、自衛官による戦術・戦略の実施という構造を基盤にしている。そして防衛省が「政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われること（防衛白書平成 29 年版 333 頁）」を求めていることを受けて、そこに文官と自衛官との間の専守防衛のためのバランスを維持することこそが、自衛隊のあり方を決定する基本的な組織構造であり、シベリアン・コントロールの中核を担う部分であるという指摘がある（前掲 武蔵勝宏（2009）「冷戦後日本のシベリアン・コントロール」序論 第 1 節 本研究における問題意識と本書の目的、第 2 節 本書における分析対象と分析の意義、第 3 節 本書の分析枠組みと検証の方法、1-43 頁）。

自衛隊設立当初（防衛庁設置法第 20 条）は、防衛庁長官官房、防衛局、教育局、人事局、衛生局、経理局、装備局の内部部局に、自衛官（制服組）が任用されることがなく、自衛官が防衛庁全体を統括する部分で権限を行使することがなかった。この意味で「文官優位」が制度上、確立していたことになる。それでも、海上自衛隊に設立については、海上警備隊からの発展プロセスには旧帝国海軍の軍人が参加していたことと、旧帝国海軍高級将官が政界等で、海上自衛隊とアメリカ合衆国海軍との協力を支援したという事実が指摘され

ている²⁾。2つの流れの中で日本国憲法第66条第2項の国务大臣への就任は文民でなければならない、とすることの実効性は、事務レベルの組織単位での文官による統制を通じて確保されることが意図されてきた。そして現在（2009年以降）では、防衛大臣政策参与である元幕僚長が、元事務次官などともに防衛大臣へ政策に関する提言等を行なうことができること、加えて、防衛白書によれば、統合幕僚監部は「自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統合幕僚長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う」機関として説明されている。さらに2015年の防衛省改革の取り組みとしての防衛装備庁の新設や統幕などの改編のために防衛省設置法が改正されたときには「官房長及び局長並びに防衛装備庁長官による大臣補佐が各幕僚長による大臣補佐と相まって行われる旨を規定し、防衛大臣を補佐する体制に関する、このような従来の考え方をより明確化した」（防衛白書平成29年版 333頁）とされるとともに、この改正についての国会答弁において「文民統制とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優位を意味するのであり、我が国の文民統制は、国会における統制、内閣による統制とともに、防衛省における統制がある。そのうち防衛省における統制は、文民である防衛大臣が自衛隊を管理・運営し、統制することであるが、防衛副大臣、防衛大臣政務官などの政治任用者者の補佐のほか、内部部局の文官による補佐も、防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしている。文民統制における内部部局の文官の役割は、防衛大臣を補佐することであり、内部部局の文官が部隊に対し、指揮命令をするという関係にはない」と説明されるに至った（前掲 防衛白書 333頁）。これによれば、文官による指揮権介入を排除しながらの、防衛大臣と自衛隊との距離のあり方が文民統制の核になっていることが分かる。

日本国憲法には、自衛隊という軍事組織の指揮権と、自衛のための戦争の実施に関する規定がない。アメリカ合衆国が戦争を行なう権限を議会に一任する制度を持つのは対照的である。そして軍事組織による平和維持に否定的な日本国憲法の場合のシビリアン・コントロールの実質は、自衛隊の存在という現実に応じて、行政組織である防衛省（防衛庁）という組織のあり方に込められていることは既述のとおりである。それでも組織が進むべき方向は、日本国憲法の平和関係の前文や規定に現れている考え方によって示されている。こうしたあり方は、日本国憲法には戦争の放棄を定める第9条があるためであり、日本国憲法自体に自衛隊に関する規定が置かれることがなかったとしても日本国の基本形であった。それでも陸海空の自衛隊が規模においても、能力においても世界有数の軍事力になったときには、日本国では国際連合を中核にした軍事行動との関わり方や、自衛のための戦力（軍隊）について、日本国憲法においても明確にする必要があるという考え方が現れている。

日本国の文民統制のあり方は、国会において官の立場から上記のように説明されている。枠組みと、文民と自衛官に期待される役割は、そのとおりである。それでも、これからの論を進める前に確認すべきことが残る。それは、日本国憲法を遵守する義務を負う国家公務員（第99条 天皇又は摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を遵守し擁護する義務を負う。）ながら、同時に軍事の専門家であり、実力行使のための自立的な組織を形成する国家公務員としての自衛官（軍人）と、文民である国家公務

員とは何が異なるのだろうか、ということである。そこには分掌職務の相異以外に異なるものがあるのだろうか。換言すれば、軍人と文民とは何が異なるのか、ということになる。

こうした視点から行われた研究は、既に多く存在する。文化人類学の観点からの研究には、「軍隊の文化人類学」（田中雅一（2015）風響社）がある。研究は、地域社会との関係、国家との関係、軍隊の表象など多角的であり、対象は日本帝国陸海軍、自衛隊、在日米軍、英国軍などである。研究の特徴は、広い範囲で軍隊と社会との接点に着目していることである。自衛隊は、1950年に警察予備隊が設立されて以降、20万人を超える組織にまで拡大したものの、1953年に吉田茂（当時）内閣総理大臣は「保安隊（1952年からの警察予備隊の名称）は戦闘の可能性をもたない軍隊である」³⁾と主張した。着実な再軍備、最先端の兵器の拡充、そして組織のもつ軍事的な特徴の明確化にかかわらず、政府の役人は強力な軍事力の創出と戦前の旧日本軍との一切の連続性を、様々な方法をもって曖昧にさせることを幾度となく繰り返してきた⁴⁾が、この間、自衛隊が日本国内において異端の存在であったことが様々な形で示されている。このような環境を変化させた要因には、基地周辺への経済効果⁵⁾、災害派遣など非軍事活動など⁶⁾があり、自衛隊は、これらを通じて曖昧な軍隊という当初のイメージを、国民のための組織というイメージへと転換させてきた。東日本大震災（2011年発災、死者・行方不明者は18,429人（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置 警察庁緊急災害警備本部（2019年3月9日）による）では、津波によって流された行方不明者が多かった。）において、東北地方の被災関係地方公共団体（県庁）が県域を超えた協力を達成するのに時間を要したのに対して、阪神淡路大震災での対応遅滞（1995年発災、6,434人死亡（阪神・淡路大震災の概要 内閣府）、崩壊した建物の下敷きになった圧死が多くあった。）という批判を克服すべく、自衛隊の活動は広範囲で行われ、即効的かつ実効的であった。これにはアメリカ合衆国軍も参加しているが、アメリカ合衆国では州兵が災害時に動員されることも通常から防災計画の範囲内であることから、自衛隊は日本国内における大規模震災などの災害時での軍隊組織のあり方を国民に実践してみせたことになる。これによって、現在では多くの国民が自衛隊に親近感を持つに至っている。こうした事実について「自衛隊による救済、復興、社会奉仕は、当人にそのような意図はなくても戦後の日本の軍隊の伝統とし存続することだろう」とする評価がある⁷⁾。

それでは、軍隊による殺戮、性暴力や売春、そして特殊社会というイメージは事実と異なるのだろうか。

これらの言葉によって表現される事実は存在している。特殊社会というイメージに結びつくもののひとつに、殉職と神社の関係がある。第二次世界大戦までは、戦没者は護国神社に合祀されるのが社会規模での慣習であった。軍隊としての意思統合は、最終的には神社への信仰によって完結することになっていた⁸⁾。こうした側面の現在のあり方が自衛隊の特性として掲げられるか否かは、必ずしも明確ではないが、多くの自衛隊基地において旧帝国陸海軍が残した資機材等が記念館として位置付けられているという事実からは、旧陸海軍の伝統が尊重される気風が自衛隊に存在することは否定できない。

それでも、自衛隊の軍隊としての特徴を最も明らかにするのは、冷徹なまでの指揮命令系統を機軸にした組織であるという事実である。それこそが、軍隊という組織の大動脈になる。それ故に軍隊は、軍隊として一体であり、かつ、実力を行使する組織であるために、

規律が弛緩したときや、指揮命令系統の上位に位置する者又は組織単位である部隊がその都度の判断を誤ったと推定されるときには、「悲惨」が生じることがある。そして、第二次世界大戦当時にはそうした悲惨を伝える報告がある。そこには極限状態に置かれた人間のあり方が描かれている。最近では、大木毅（2019）「独ソ戦」（岩波書店）がその悲惨を比較的率直に表しているが、第二次世界大戦直後から概ね1960年代までの間には、戦争の現場での悲惨を報告したものが多くあった。その舞台は多くの場合に中国大陸であり、フィリピンであった。「悲惨」は、ほとんどの場合に正確な資料によって説明することが不可能なことが多い。当事者によって資料が意図的に破棄されていることや事実が隠ぺいされていること、さらに実行者が黙していることが通常だからであり、加えて今日では目撃者や実行者の多くが人生を終えるときに到達していることが重要である。ここでは、キャロル・ブラック（Carol Gluck）が述べているように、「記憶」からではなく、「歴史」から学ぶという姿勢を未来に繋ぐための方法として確立することが必要である（キャロル・ブラック（2019）「戦争の記憶」講談社）とする考察も尊重されなければならない。文民が軍隊のあり方を考えるときに、常に配慮が必要なことは、軍隊によって引き起こされる悲惨のことである。

法学の観点からの指摘もある。青井美帆（2006）は、「憲法学の現代的論点（共著）有斐閣 98-100頁」において、日本国憲法に規定される「戦力」の解釈に先立ち、自衛隊の職務執行の態様に着目して、警察官の場合と自衛官の場合を比較しながら、自衛隊の軍隊としての特徴を挙げている。そこでは、自衛隊が緊急事態という無秩序状態の中で殺傷を含めた軍事的な合理性を追求するための一貫した指揮命令系統を機軸にした組織であることが指摘されている。

これらの研究や報告から考察されるのは、非常事態に対応する軍隊が、異なる性格の組織或いは価値観を有する文民によって、軍事合理性の追究に専心する姿勢を抑制される必要があることであるものの、それがシビリアン・コントロールであるとする、我々は日本国自身の位置を明確にするために、さらに諸外国の場合を概観する必要がある。そこには、アメリカ合衆国に代表されるように、戦勝国であるがために陸海空軍の存在が大きな国家や、日本国と同様に、敗戦を経て、再軍備を達成した国家が混在している。視点は、第二次世界大戦で敗戦国となり、アメリカ合衆国の影響下に置かれたドイツ連邦共和国はどのようにして再軍備を果たしたのだろうか、そして最大の戦勝国のひとつであるアメリカ合衆国では、軍隊がどのような位置を占めているのか、さらに戦前の天皇による統帥権を想起させるイギリスのような国王を中核にした国家は、どのような経緯を経て現在に至っているのか、ということになる。ここではクラウゼビッツが戦争論において言及しているように「戦争は政治におけるとは異なる手段をもってする政治の継続にほかならない」⁹⁾という政治と戦争の連続が共通項になる。クラウゼビッツの指摘は、軍隊の実力が、核弾頭、宇宙戦略などの技術的な進歩によって格段に進化した現在においても、国家間の紛争解決の模索という段階では、本質的な意味において変わらない。よって、今日のシビリアン・コントロールとは、本質的にいずれの国家の場合にも政争の世界と、軍隊による戦略との調和の方法のことになる。

アメリカ合衆国では、議会在宣戦布告を行う。これは上下両院の合同決議であり、大統領の署名をもって発効する。アメリカ合衆国陸海軍の指揮権は大統領にある。

アメリカ合衆国のシビリアン・コントロールについて、サミュエル・ハンチントン (Samuel P. Huntington) が「軍人と国家」(1957) に著したことは、平時には軍人は文官又は政治家の支配に服従するというものである。この場合、政治的な支配者は明確な政策目標を持つ必要がある。しかしながら戦争が勃発したら軍人は、政治家の介入を受けずに、戦争での勝利に専心することになり、「軍人と国家」(1950) では大統領による軍隊の統帥と、戦争開始に関する議会の承認との間のチェック・アンド・バランスを前提にした構造が論じられた¹⁰⁾。それは、アメリカン・フットボールさながら、攻守それぞれに役割が特定された職域が存在するような理論でもあり、シビリアン・コントロールの客観性と安定性を求める思考であるともいえる。それでもアメリカ合衆国の歴史は、シビリアン・コントロールの実際が、大統領による統帥内でもトルーマン大統領とマッカーサー将軍の場合 (朝鮮戦争における原子爆弾使用をめぐるマッカーサー将軍の解任という対立)、あるいはルーズベルト大統領とマーシャル将軍の場合 (良好な連携の例) のように、大統領と軍人との間には信頼関係に依存した連携があることを示している。明確に役割が分離され、それぞれの専門領域に専心するという構造は机上の構想に過ぎない。そして、アメリカ合衆国のシビリアン・コントロールの枠組みでは、組織の枠組みの基本部分について、例えば国防長官就任資格について「過去 10 年間、軍務に就いていない者」と定めるなど、「文民」と「軍人」を区分することが確認される¹¹⁾。それでも大統領自身が陸海軍 O B から選出されることがあるアメリカ合衆国では、シビリアン・コントロールは常に言論の自由を持つ市民社会の中にあり、軍人の好戦的な意向が尊重される時代も、市民による反戦が尊重される時代も到来することがある。

大日本帝国憲法第 11 条は「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と定め、第 12 条が「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」としていて、それはその後、陸軍大臣、海軍大臣の現役武官制 (1930 年復活) と相まって、ロンドン海軍軍縮 (1930 年) などを契機にして、天皇を頂点とした陸海軍に対する閣僚・官僚による「干犯問題」を提起するまでに至った。こうした「国王の軍隊」というあり方を想起させるイギリスには、シビリアン・コントロールが存在するのだろうか。

イギリスの軍隊に対する監督権は議会にある。「国王は君臨すれども統治せず」のとおり、イギリスの軍隊統治は議会によっている。成文憲法を持たないイギリスでは、議会の決議こそが重要になる。そして軍人と内閣の関係については陸軍大臣が文民である必要が「陸軍大臣の任務遂行には技術的知識を要せず、大臣はその同僚である軍人から必要な報道を受け、その政策の決定に際し、その報道を適当に按配する能力を要求されているからである。作戦計画を起案し、これを政府に説明し、その実施を監督するのは、陸軍大臣ではなく、参謀総長の任である。陸軍大臣が参謀総長から、陸軍の責任長官として認められるべきは勿論である。その軍事専門の領域における陸軍大臣の干渉が、その度を越えるものであるときは、妨害となることを忘れてはならない」ということであるとする第一次世界大戦当時のイギリス軍人の指摘がある¹²⁾。このようにイギリスで、議会を中心にして軍隊のあり方が定められるということは、平和の維持について尊重されるべきあり方を軍民の

総意によって決するという民主主義的な手続によって軍隊のあり方を追及することがシビリアン・コントロールの基盤になっていることを示している。

ドイツは「法定」の国家である。1956年、西ドイツでは冷戦の激化を受けて、「連邦国防大臣は、軍隊に対する命令権及び指令権を有する」(第65 a条)、そして「防衛上の緊急時の公布とともに、軍隊に対する命令権及び指令権は、連邦総理大臣に移行する」(第115条 b)と規定され、連邦の首相と連邦の国务大臣が防衛政策について責任を負うことになった。これに対して議会(国会)は、防衛に関する立法権(第73条)と予算確定権(第110条)、防衛上の緊急事態確定権(第115 a条)をもって内閣(連邦国防大臣と連邦総理大臣)の権限と均衡することになっている。そしてドイツのシビリアン・コントロールは、ベルリン市内にユダヤ人に対するホロコーストを記憶に留めるためのモニュメントが位置することに象徴されるように、国民のみならず、被害者である諸国民に対する国家としての追悼の意思に裏打ちされているとともに、連邦議会に防衛委員会(第45 a条)が設置されて、軍隊とは異なる組織による連邦軍に対する統制が行われることに特徴がある。さらに、1994年の連邦憲法裁判判決は、軍隊の出動については、その都度、議会の同意が必要であることを判示している。

このように諸外国におけるシビリアン・コントロールは、大統領と議会とのチェック・アンド・バランスに基礎をおいた二元的統制によるもの(アメリカ合衆国の例)、内閣と議会による一元的統制によるもの(イギリスの例)、内閣に権限を集中させながら、議会にそれについての承認権限を分派させているもの(ドイツの例)に大別される。

これらの諸外国の例に共通することは、東西冷戦の激化に伴って、軍隊による国家の安全が重視された時期があったことである。ドイツにおいて、大規模災害・事故における首相による緊急事態宣言が、連邦軍のみならず、拠点病院や警察その他関係機関等を一律に規律するのは冷戦対応の危機管理の反映であるとする指摘がある¹³⁾。そして諸外国の場合との対比では、日本国は、日本の国民のためのシビリアン・コントロールを確立しなければならないことが理解される。それは、例えばアメリカ合衆国との協調を重視するという周辺事態対応とは異なる、国のあり方の本質を確立することを意味する。

以上アメリカ合衆国における陸海空軍の影響力の大きさ、イギリスにおける現実対応での手続き上の合理性追求、さらにドイツにおける再び悲惨に臨まないための規律、というシビリアン・コントロールを概観した。

第二次世界大戦の戦勝国であるアメリカ合衆国とイギリスのように、それぞれの国のあり方に応じて、それぞれの国が軍隊統制の枠組みを備えている。それでもアメリカ合衆国に見られるように、軍隊による武力行使・威嚇が重要な国策となる場合が存在していることを史実が示している。そして敗戦国であったドイツは、老若男女、そして子供も含めた600万人を超えるユダヤ人に対する無差別の殺戮という蹉跌から逃れることはできない。ドイツのシビリアン・コントロールには、軍隊による武力の行使は慎重を極めなければならないという消し去ることができない世界規模の潜在的な抑制がある。そして日本国が武力行使を考えるとときには、日本によって招来した太平洋戦争において、日本帝国陸海軍によって2000万人を超える死者を出したアジアの諸国のことを見過ごすことができない。再びそのような惨禍をみることがないように、というのは日本国に課せられた世界平和の

ための不文律であり、日本国憲法の精神である。日本国にシビリアン・コントロールが機能しているとしたら、その不文律を踏まえたものでなければならない。

次項では、日本国憲法第 9 条及び第 66 条を踏まえて、近年、急速に制定・整備され、広範囲に展開されている安全保障関連法を概観する。そして第 4 項では、日本国において文民統制を担うべき「文民」とは何か考え、日本の現状の中で求められる「文民」の資質の観点から見て、新たな試みとしての改憲のための必要最低限の要件について言及する。

3) 防衛関係法令制定の現況

国内治安維持などについて、戦争での戦闘行動以外で自衛隊に武器使用を含めた権限が法定されているのは次のとおりである。

自衛隊法第 81 条（要請による治安出動）、第 81 条の 2（自衛隊の施設等の警護活動）、第 82 条（海上における警備行動）、第 82 条の 2（弾道ミサイル等に対する破壊措置）、第 83 条（災害派遣）、第 83 条の 2（地震防災派遣）、第 83 条の 3（原子力災害派遣）、第 84 条（領空侵犯に対する措置）、第 84 条の 2（機雷等の除去）、第 84 条の 3（在外邦人等の輸送）、第 84 条の 4（後方地域支援等）、第 85 条（防衛大臣と国家公安委員会との相互連絡）、第 86 条（関係機関との連絡及び協力）、第 87 条（武器の使用）、第 88 条（防衛出動時の武力行使）「・・・我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができる・・・事態に応じて合理的に必要と判断される限度をこえてはならない・・・」、第 89 条（治安出動時の権限）、第 90 条（同左）「合理的の必要と判断される限度で武器を使用することができる・・・」、第 91 条 海上保安庁法の準用、第 91 条の 2（警護出動時の権限）「・・・合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる・・・」、第 92 条（防衛出動時の公共の維持のための権限）「・・・自衛隊は、第 88 条の規定により武力を行使するほか、必要に応じ、公共の秩序を維持するため行動することができる・・・」である。これらの規定（第 91 条、第 91 条の 2）は、主として警察と海上保安庁が担ってきている権限を上塗りするもので、自衛隊が軍隊として武器を使用できることを定めている。さらに、集団自衛権に関連して、国連が行なう安全保障への積極的な関わりを射程においた関係法律の整備が行われた。具体的には、平和安全法制整備法（2015）（「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 30 日法律第 76 号）」（通称 平和安全法制整備法）と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成 27 年 9 月 30 日法律第 77 号）（通称 国際平和支援法）の総称である）」が、自衛隊法を含め、以下の整備を行っている。

自衛隊法及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国連 PKO 協力）、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態安全確保→重要影響事態安全確保）、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（船舶検査活動）、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処）、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍等行動関連措置）、武力攻撃事態における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用）、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制）、武力攻撃事態における捕虜等の

取扱いに関する法律（捕虜取扱い）、国家安全保障会議設置法である。その数は9に及んでいて日本国に対する武力攻撃に遭遇した場合（国有の自衛権）という範囲を超えて、集団的な自衛権行使も射程に置きながら、自衛隊が活動を行なうときの細目、つまりマニュアル的な規定が整備されている。これらの平和安全法制関連法は「公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」としていることを踏まえ、2016（平成28年）3月22日の閣議で施行日を同月29日とする決定がなされたため、2016年（平成28年）3月29日午前0時に施行された。

これらの法に現れている傾向は、以下の2つである。

- 1) 戒厳令などの場合も含め、国民若しくは国内に存在する外敵に対する武器使用が明確に規定されていることである。警察機関や海上保安庁による実力行使に加えて、自衛隊による例外的な実力行使措置が法定事項となった。
- 2) 1999年に成立した周辺事態法等ガイドライン関連法での議論に現れているように、自衛隊の活動範囲が拡大することにより、専守防衛のときに明確であった日本国と国民の安全を守るという枠組みが不明確になったことである。例えば、国会での議論の争点のひとつであった軍事活動での非戦闘区域（自衛隊が活動可能とされた）は、事態に応じて変化するとともに、敵対国等からは、地理的範囲に関わらず日本国が支援国となる限り、実態として日本国が軍事的な活動を行う組織（他国）の影響力の傘下に入ることを指している。ここでは中国各地で在留民の保護（自衛）が、旧帝国陸軍派兵と戦争開始の理由になったことを想起したい。

それでも日本国憲法の原点に立ちかえれば、自衛のためにのみ戦闘行為が容認されるにしても、日本国は世界の平和のために「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し・・・全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する（日本国憲法前文）」ことから、自国を再興することを決意し、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがない」ことを受けて第9条を規定し、第66条第2項をもって、それを担う者としたのではないか。そして、これを机上の理想主義とするならば、日本帝国陸海軍によって命を落とした2000万人を超える人々に訪れた惨禍の再来を防ぐための現実的な努力を怠ることにならないだろうか。

4) 第66条に込められた意義と新たな試み

平成24年4月27日に定められた自由民主党による現行の日本国憲法改正案（下記）がある。第9条への自衛隊（国防軍と称する）の書き込み、及び第66条の「文民」を「現役の軍人」に改めるものである。

改正後の第9条では、自衛権の発動が規定されるから、現行の「前項の目的を達するため」という規定の意味が明確になる。自衛隊が違憲か否かという議論はなくなる。そして自衛隊という呼称が「国防軍」に改められるから、形式的な表現によって軍隊としての自衛隊の機能を糊塗することがなくなる。そして第9条に対応する第66条では、「文民」すなわち自衛官及び軍国主義的な思想を持つ者（昭和36年2月24日衆議院予算委員会 林

法制局長官答弁：文民の意味）という範囲が、現役の自衛官（国防軍人）であってはならない、に限定される。よって改憲案では、自衛官は公務員という官職にある間は文民に該当せず、退官後は内閣総理大臣を含む国務大臣への就任が認められることになる。第二次世界大戦前の 2.26 事件に際して予備役の軍人が、事件を起こしたいわゆる青年将校の弁護に奔走したことを想起すれば、予備役という地位（もしくは予備自衛官）という退職後の地位が考慮されていないように考えられるが、現行の日本国憲法では第 14 条が「法の下での平等」を規定しているから、自衛官経験者全てを国務大臣から排除することには平等の観点から無理があるかもしれない。ただし、現行の自衛隊の軍隊としての一体感や退官

日本国憲法改正案（自由民主党による案）

改正案	現行
<p>第二章 安全保障 (平和主義)</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p> <p>(国防軍)</p> <p>第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p> <p>(領土等の保全等)</p> <p>第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>	<p>第二章 戦争の放棄 (戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>

後の現役との繋がりなどには、退官時の位に応じて、民間企業や他の官庁の場合とは異なる強い繋がりがあり、必ずしも退官をもって「実質的な文民」に回帰することにはならないのが実社会での自衛隊のあり方である。

第66条の改正案は、下記のとおりである。

(内閣の構成及び国会に対する責任)

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成する。

2 内閣総理大臣及び全ての国务大臣は、現役の軍人であってはならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

以上が、改憲を検討すべきとする考え方から、提案された(案)である。これに対して、従来の自衛隊に関する政府説明を維持したときの考え方は、次のようになる。

現行の日本国憲法第9条によって国家固有の自衛権が認められるのであれば、自衛隊は専守防衛に徹しなければならない。それは、自国に対する明らかな侵略を排除するときのみ武力の行使が認められ、その性格は日本国の防衛のための陸海空における必要最低限の軍事力でなければならず、先制して、或いは他の国家又は国連主導の形式を呈する軍隊と連携して、日本国外において、他の国家を敵と認定して攻撃することは日本国憲法によって認められない、ということである。よって、ここでは、日本国憲法第9条に実質的に対応する第66条第2項の「文民」とは、戦略的知識や経験に偏らず、日本国憲法第9条を誠実に遵守できる資質を有する日本国民を指している。日本国憲法制定時の「旧軍人の排除」は、今日、巨大で、強力な軍事力にまで肥大化した自衛隊を対象としたときには、このように解釈される。

新たな試みの検討において中核に置かれるべき視点は、現行の自衛隊のみが日本の安全や独立を担うという考え方の是正である。武力の行使は、世界の平和を維持するための方法のひとつに過ぎない。第二次世界大戦当時の大東亜共栄圏の構想や、占領後の中国やフィリピンなど東南アジアで日本帝国陸海軍が行った統治政策は、現地の人々に受け入れられることがなかったという史実が日本国にとっての教訓として残っている。そして自衛隊は、自ら招来させる戦争によらずに国民の安全を守るという日本国憲法に忠実であれば、自国内での戦争や紛争に対応するのみならず、国内の大規模災害なども含めて、全ての有事の状況から国民を守るための組織でなければならない(単なる戦闘組織に止まってはならない)。それでも、1989年6月4日に中華人民共和国で勃発した天安門事件の場合の戒厳令のように、自国の軍隊が、武器を持たない自国の一般市民の多くを殺害する事態を可能にすることは予定すべきでない。武力の行使は、戦争の状態を誠実に顧みるのであれば、厳に慎重を尽くさなければならない。武力の行使自体が、無秩序と無法をもたらすことを第二次世界大戦以降の多くの戦争・紛争が示しているからである。そうしたことの全てを受けて、日本国憲法制定当時、日本国憲法第66条第2項が規定する「文民」には、「旧職業軍人であって、しかも軍国的思想に深く染まった者を排除する」(昭和36年2月24日衆議院予算委員会 林 法制局長官 答弁)という意味が込められていた。アメリカ

カ合衆国占領軍の修正提案を受けて追加された条項であるにも関わらず、第66条第2項には、上記の改正案の「現役の軍人」（改正案中の国防軍に対応する）という一見明瞭で、かつ、限定的な意味のみに止まらず、第二次世界大戦の辛酸を顧みたときに、当時の多くの日本国民が将来に向けて抱いた心情が深く反映されている。

本稿第2項で確認したとおり、諸外国のシビリアン・コントロールが目指していることは、日本国憲法第66条第2項によって期待されることに目的において合致している。日本国憲法において、第9条第1項及び第2項が、軍隊の保持の可否と運用の範囲を定めることによる、平和維持のための歯止めの規定であるならば、第66条第2項は、自衛のためであれ、軍隊の保持が可とされたときに、それを戦争に向かわせないための歯止めの規定になる。日本国のシビリアン・コントロールは、根本において現行の日本国憲法の2つの規定のバランスのあり方の上に成り立っていて、その効果は「文民」のあり方に依っている。そしてこの場合に、最も抽象的な表現によったとしても、「文民」とは、軍事のみならず、世界を見据えた広く正確な知識を持ち、平和の維持のための信念を備えた者をいう。その精神は日本国憲法前文に明確に規定されている。

「日本国民は・・われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し、・・・恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した・・われらは全世界の国民が、・・平和のうちに生存する権利を有することを確認する・・・」（日本国憲法前文 1947年施行）

- 1) 緒方貞子 (2011) 「満州事変」岩波現代文庫 (岩波書店) 序章 第1章 1-38頁
- 2) 佐藤明広 (2015) 「自衛隊史」ちくま新書 53-60頁
- 3) 阪田雅裕 (2013) 「政府の憲法解釈」有斐閣 8-9頁
- 4) 田中雅一 (2015) 「軍隊の文化人類学」風響社 214-215頁
- 5) 前掲3) 217-222頁
- 6) 前掲3) 223-240頁
- 7) 前掲3) 242頁
- 8) 前掲3) 287-322頁
- 9) クラウゼビッツ (1832) 「戦争論」篠田英雄訳 岩波文庫 (1968) 58頁
- 10) サミュエル・ハンチントン (Samuel P. Huntington) (2008) 「軍人と国家」(上) 市川良一訳 原書房 216-262頁 (第9章アメリカもおける軍事専門職業の創成)、75-102頁 (第13章第二次大戦後の十年間におけるシビル・ミリタリー・リレーションズ)、128-152頁 (第15章権力の分立と冷戦構造)、181-191頁 (第17章新しい均衡に向かって)
- 11) United States Code (Title1 General, Title2 Congress, Title3 President, Title10 Armed Forces)
- 12) 藤田嗣雄 (2019) 「軍隊と自由」書肆心水 256-257頁
- 13) 岩城成幸 (2003) 「自然災害と緊急時対応」『総合調査報告書 主要国における緊急事態への対処』国会図書館調査及び立法考査局 152-153頁 (ドイツ)。日本でも、阪神淡路大震災の経験を踏まえて、効果的で、統合的な災害対応のための整備が進められているが、自国の分断とその後の冷戦という環境にあったドイツとの比較では、災害対応でさえも危機管理体制の整備について、日本はドイツの後塵を拝しているといえる (本論筆者)。

参考文献一覧

武蔵勝宏 (2009) 「冷戦後日本のシビリアン・コントロールの研究」成文堂 / John W. Dower (1999) , *Embracing defeat: Japan in the wake of World War II*, W.W. Norton and Company / The New Press / ジョン・ダワー (2004) 「敗北を抱きしめて」(上) 訳 三浦陽一、

高杉忠明 岩波書店／ジョン・ダワー (2001) 「敗北を抱きしめて」(下) 訳 三浦陽一、高杉忠明、田代泰子 岩波書店／阪田雅裕 編著 (2013) 「政府の憲法解釈」有斐閣／阪田雅裕 (2016) 「憲法第9条と安保体制」有斐閣／清宮四郎 (1957) 「憲法I」有斐閣／芦部信喜 (2015) 「憲法」岩波書店／長谷部恭男 (2019) 「日本国憲法」岩波文庫／浅田正彦 編 (2011) 「国際法(第3版)」東信堂／樋口陽一 (1994) 「講座・憲法学 第2巻主権と国際社会 第4章 戦争放棄」日本評論社／浦田一郎 (1994) 「講座・憲法学 第2巻主権と国際社会 第5章 平和的生存権」日本評論社／細谷千博ほか編 (1993) 「太平洋戦争」東京大学出版会／V.E. フランクル (1961) 「夜と霧」訳 霜山徳爾 みすず書房／ハンナ・アーレント (1969) 「イェルサレムのアイヒマン」訳 大久保和郎 みすず書房／外村大 (2012) 「朝鮮人強制連行」岩波新書／海野福寿 (1995) 「韓国併合」岩波新書／田辺健太郎 (1971) 「日本統治下の朝鮮」岩波新書／尹載善 (2004) 「韓国の軍隊」中公新書／吉見義明 (1995) 「従軍慰安婦」岩波新書／歴史学・日本史研究会編 (2014) 「慰安婦問題を考える」岩波書店／朴裕河 (2014) 「帝国の慰安婦」朝日新聞出版／熊谷奈緒子 (2014) 「慰安婦問題」ちくま新書／秦郁彦 (1999) 「慰安婦と戦場の性」新潮社／半藤一利 (2008) 「日本国憲法の200日」文春文庫／半藤一利 (2004) 「昭和史」平凡社／緒方貞子 (2011) 「満州事変」岩波書店／加藤陽子 (2007) 「満州事変から日中戦争へ」岩波新書／加藤陽子 (2016) 「それでも日本人は「戦争」を選んだ」新潮文庫／猪木正道 (1995) 「軍国日本の興亡」中公新書／荻野富士夫 (2000) 「思想検事」岩波新書／吉田裕 (1992) 「昭和天皇の終戦史」岩波新書／吉田裕 (2007) 「アジア・太平洋戦争」岩波新書／吉田裕 (2017) 「日本軍兵士」中公新書／吉田裕 (2002) 「日本の軍隊」岩波新書／前田哲男 (2007) 「自衛隊」岩波新書／中澤俊輔 (2012) 「治安維持法」中公新書／大江志乃夫 (1981) 「徴兵制」岩波新書／大江志乃夫 (1984) 「靖国神社」岩波新書／村上重良 (1974) 「慰霊と招魂」岩波新書／村上重良 (1970) 「国家神道」岩波新書／田中伸尚 (2002) 「靖国の戦後史」岩波新書／小池政行 (2004) 「戦争と有事法制」講談社現代新書／岩波新書編集部 (2010) 「日本の近現代史をどう見るか」岩波新書／青井美帆 (2016) 「憲法と政治」岩波書店／青井美帆 (2006) 「9条平和主義と安全保障」(「憲法学の現代的論点(共著)有斐閣 98-100頁」)／ジュリスト No.154 155 「憲法判例百選I・II」有斐閣／藤原彰 (2006) 「天皇の軍隊と日中戦争」大月書店／山本七平・岸田秀 (1980) 「日本人と「日本病」について」文芸春秋／山本七平 (1983) 「私の中の日本軍」文春文庫／山本七平 (2004) 「日本はなぜ敗れるか」角川新書／E.H. カー (2011) 「危機の20年」岩波文庫／青山善光・菅野和夫編 (2010) 「判例六法」有斐閣／柘植久慶 (2011) 「詳説統帥綱領」PHP新書／防衛省 (2017) 「防衛白書(平成29年版)」／NHKスペシャル (2008) DVD 「ドキュメント太平洋戦争 責任なき戦場、エレクトロニクスが戦を制す、踏みにじられた南の島 ～レイテ・フィリピン～、大日本帝国のアキレス腱 ～太平洋・シーレーン作戦～、敵を知らず己を知らず ～ガダルカナル～」文芸春秋／映像の世紀(NHK 6月16日BS放映再) 第12話 激動の宰相たち／映像の世紀(NHK 6月22日BS放映再)／第13話 戦場の黙示録／永井均(2013)「フィリピンBC級戦犯裁判」講談社選書メチエ／永井均 (2010) 「フィリピンと対日戦犯裁判1945-1952」岩波書店／林博史 (2005) 「BC級戦犯裁判」岩波新書／早瀬晋三 (2007) 「戦争の記憶を歩く」岩波書店／松尾章一 (2003) 「関東大震災と戒厳令」吉川弘文館／永井隆 (2009) 「長崎の鐘(付「マニラの悲劇」)」勉強出版／C. グラックほか (2003) 「日本

はどこへ行くのか－日本の歴史25」講談社／角田房子（1988）「閔妃暗殺」新潮社／小松裕（2009）「『いのち』と帝国日本」小学館／大門正克（2009）「戦争と戦後を生きる」小学館／野田正彦（1995）「災害救援」岩波新書／C. グラック（2019）「戦争の記憶」講談社現代新書／笠原十九司（2010）「日本軍の治安戦」岩波書店／笠原十九司（2019）「南京事件」岩波新書／藤原彰、栗屋憲太郎、吉田裕 編（1995）「昭和20年 1945年」小学館／新井利男、藤原彰 編（1999）「侵略の証言」岩波書店／アジア民衆法廷準備会（1992）「写真図説日本の侵略」大月書店／NHK スペシャル取材班（2013）「戦場の軍法会議」新潮文庫／彦谷貴子（2016）「『封じ込め』から『積極的関与』へ：変革期にある日本の政軍関係」Japan in Global Context, Suntory Foundation Research Project／マシュー・モーテン（2016）「市民社会における軍隊」Japan in Global Context, Suntory Foundation Research Project／林博文（2005）「BC級戦犯裁判」岩波新書／林博文（1998）「裁かれた戦争犯罪」岩波書店／秦郁彦（2007）「南京事件」中公新書／Colonel Richard M. Connaughton, John Pimlott, Duncan Anderson（1995）, “The Battle for Manila”, Bloomsbury Publishing／田中雅一（2015）「軍隊の人類学」風響社／水嶋朝穂（2013）「戦争とたたかう」岩波書店／杉井・星野（2014）「防衛大学校で戦争と安全保障をどう学んだか」祥伝社／瀬瀬厚（2005）「文民統制」岩波書店／キャロル・グラック（2017）「戦争の物語」2017.12.12 2018.3.20 3.27 4.3 ニューズウィーク日本版／石川達三（1999）「生きている兵隊」／小針司（1995）「防衛法制研究」信山社／小針司（2000）「続・防衛法制研究」信山社／防衛白書平成26年度、平成27年度 防衛省／佐藤明広（2015）「自衛隊史」ちくま新書／田中雅一（2015）「軍隊の文化人類学」風響社／カール・フォン・クラウゼビッツ（1832）「戦争論」篠田英雄訳 岩波文庫／サミュエル・ハンチントン（2008）「軍人と国家」市川良一訳 原書房／藤田嗣雄（2019）「軍隊と自由」書肆心水／岩城成幸（2003）「自然災害と緊急時対応」『総合調査報告書 主要国における緊急事態への対処』国会図書館調査及び立法局／芦部信喜、高橋和之、長谷部恭男 編「憲法判例百選Ⅱ」有斐閣 2000年 ジュリスト No.155／河原理子（2015）「戦争と検閲」岩波書店／大沼保昭（2015）「歴史認識とは何か」中公新書／田中伸尚（2005）「憲法九条の戦後史」岩波書店／大木毅（2019）「独り戦」岩波書店／他

その他、旧日本帝国海軍軍人、自衛隊幹部OB等からの聞き取りによるもの